

【2022年11月1日 商品改定】

- インターネット（パソコン・スマートフォン・タブレット）にてお申込みいただいたご契約については、「保険料支払手段に関する特約」および「インターネット等による通信販売に関する特約」が自動セットされます。

保険料支払手段に関する特約

<用語の説明ー定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
保険料	普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定めるところに従い、訂正の申出の承認または通知すべき事項等の通知を受領した場合における当社が請求する追加保険料を含みます。
後払型決済手段	クレジットカード払等、利用者が代金を決済機関に対して後払いする決済手段をいいます。
決済機関	決済手段を提供する事業者をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を当社が定める決済手段によって払い込むことができます。ただし、保険契約者が当社が定める決済手段の会員規約やサービス利用規約等により当該決済手段の会員であると認められている場合または当該決済手段の使用を認められている場合に限りません。
- (2) 本条（1）の規定により当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続きを行い、保険料相当額の全額の決済手続きを完了したことが決済画面に表示された時点で、決済手続きが完了し保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- (1) 前条（1）の規定により保険契約者が当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合、当社は、決済手続きが完了した時（注）以後、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

（注）決済手続きが完了した時

保険期間の開始前に決済手続きが完了した場合は、保険期間の開始した時とします。

<DAY-GO!けがの保険（傷害総合保険）ご契約のしおり 追補版>

- (2) 保険契約者が後払型決済手段により保険料を払い込む場合で、当社が保険料相当額を領収できないときには、前条(2)の規定を適用しません。ただし、保険契約者が決済手段所定の手続きを行い、決済機関に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に払い込んでいる場合を除きます。

第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

- (1) 前条(2)の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が決済機関に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が決済手段所定の手続きを行った場合において、本条(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第2条（保険料の払込方法）(2)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が本条(2)の保険料の払込みを怠った場合は、当社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) 本条(3)の解除は、将来に向かってのみ効力を生じます。

第5条（保険料の返還の特則）

保険契約者が後払型決済手段により保険料を払い込む場合において、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、保険料相当額を領収したことを確認した後（注）に保険料を返還することができます。

（注） 保険料相当額を領収したことを確認した後

前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が決済手段所定の手続きを行い、決済機関に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に払い込んでいる場合を除きます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

インターネット等による通信販売に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者から次条に規定する保険契約の申込みがあり、かつ、当社がこれを承認した場合に適用されます。

第2条（保険契約の申込み）

- （1）当社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、その申込みについての重要事項を了解した上で、当社の定める手続方法にしたがって、情報処理機器上の契約申込画面に必要な事項を入力し、当社に送信することによって、保険契約の申込みをすることができるものとします。
- （2）（1）の規定により当社が契約申込画面の送信を受けた場合は、当社は、保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に対して契約確認画面を送信することにより引受契約内容を通知します。

第3条（保険料の払込方法）

- （1）保険契約者は、前条（2）の契約確認画面にしたがい、初回保険料を払い込まなければなりません。
- （2）契約確認画面に記載する初回保険料の払込期日は、保険期間の初日の前日までの当社が定める日とします。ただし、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に保険料の払込期日に関して別の規定がある場合を除きます。

第4条（保険料不払による保険契約の解除）

当社は、前条（2）に規定する払込期日までに初回保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第5条（死亡保険金受取人の変更）

この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第31条（死亡保険金受取人の変更）の規定にかかわらず、この保険契約では、保険契約者は、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外に変更することはできません。

第6条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款の<この保険契約全般に共通する用語の説明一定義>「告知事項」の規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約の申込みを行った際に申し出る事項」と読み替えて適用します。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。